

# 議案第88号

## 鳥取県税条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

改 正 前

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第19条の 2）

第 2 章～第 4 章 略

附則

（申告書、届出書等の提出）

第19条 略

（法定外目的税の指定）

第19条の 2 施行令第 6 条の22の 4 第 6 号及び第 6 条の22の 9 第

4 号の条例で指定する法定外目的税は、産業廃棄物処分場税と

する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第19条）

第 2 章～第 4 章 略

附則

（申告書、届出書等の提出）

第19条 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業 <u>(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22</u>	略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)	略

条第1項に規定する旧一般ガ

スみなしガス小売事業者（同

項の義務を負う者に限る。）

以外の者が行うものを除く。

以下この節において同じ。）

及び保険業（貿易保険の事業

を含む。以下この節において

同じ。）

2～5 略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場

2～5 略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場

合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2～4 略

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅

合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2～4 略

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅

又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(専有部分の床面積の割合の補正等の申出)

第87条 総務省令第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若

しくは第5項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分所有者の全員が連署して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければ

又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(専有部分の床面積の割合の補正の申出)

第87条 総務省令第7条の3第3項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分

所有者の全員が連署して、これを知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

ならない。

(1)～(6) 略

2 法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類

(2) 法第73条の24第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の証明を受けたことを証する書類

(3) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、

(1)～(6) 略

2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類

(2) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、

るものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73

当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73



条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第6項の規定の適用を受けようとする

宅地建物取引業者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築又は同条第2項第1号に規定する既存住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

第111条及び第112条 削除

(1) 土地を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び

氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地を取得した年月日

(4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積

(5) 住宅を取得した年月日

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書

類については、添付を省略することができる。

(1) 当該住宅が法附則第11条の4第6項に規定する特定住宅

性能向上改修住宅に該当することを証明する書類

(2) 当該土地を譲渡した個人に対し宅地建物取引業法第37条

第1項の規定により交付した書面の写し

(3) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第

6項の規定の適用を受けようとするものは、土地の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。

4 前項の場合においては、第84条第1項の申告書に第2項の書類を添付しなければならない。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければな

らない。

(1) 土地を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び

氏名又は名称

(2) 土地の所在、番地、地目及び地積

(3) 土地を取得した年月日

(4) 住宅の所在、用途及び床面積

(5) 住宅の改修工事の着工及び完成の予定年月日又は取得の

予定年月日

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 法附則第11条の4第7項の規定による不動産取得税の還付を

受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度

及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申

請書を知事に提出しなければならない。

(用語)

第114条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

(用語)

第114条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

ぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造たばこ 法第74条第1項第1号に規定する製造たばこをいう。
- (2) 特定販売業者 法第74条第1項第2号に規定する特定販売業者をいう。
- (3) 卸売販売業者 法第74条第1項第3号に規定する卸売販売業者をいう。
- (4) 小売販売業者 法第74条第1項第4号に規定する小売販売業者をいう。
- (5) 小売販売業者の営業所 法第74条第1項第5号に規定する小売販売業者の営業所をいう。

(たばこ税の課税標準)

第116条 略

- 2 前項に規定する製造たばこの本数は、法第74条の4第2項から第4項までの規定により算定するものとする。

ぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造たばこ 法第74条第1号に規定する製造たばこをいう。
- (2) 特定販売業者 法第74条第2号に規定する特定販売業者をいう。
- (3) 卸売販売業者 法第74条第3号に規定する卸売販売業者をいう。
- (4) 小売販売業者 法第74条第4号に規定する小売販売業者をいう。
- (5) 小売販売業者の営業所 法第74条第5号に規定する小売販売業者の営業所をいう。

(たばこ税の課税標準)

第116条 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,070円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円

(2) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円

2 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条

次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定

価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) 略

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) 略

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

- 3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

- 4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の

及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

- 3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

- 4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の



規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条

及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の免税点)

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成31年9月30日までに行われた自動車の取得 50万円

及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の免税点)

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章 総則（第1条—第19条の4）

第2章～第4章 略

附則

（申告書、届出書等の提出）

第19条 略

（申告書、届出書等の提出の特例）

第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用

電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して

行う特定書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適

用しない。この場合において、当該特定書面等地方税関係申告

等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例

の規定を適用する。

目次

第1章 総則（第1条—第19条の2）

第2章～第4章 略

附則

（申告書、届出書等の提出）

第19条 略

第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う特定地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。

(法定外目的税の指定)

第19条の4 略

(法定外目的税の指定)

第19条の2 略

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(納付又は納入先)	(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。

(1)・(2) 略

(3) 法第761条に規定する地方税共同機構

2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書又は納入書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、徴税吏員である出納員及び分任

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、徴税吏員である出納員及び分任出

出納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を  
収納することができる。

納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を収  
納することができる。

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に</p>	<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に</p>

掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人 の事業税	略	
ウ	法第72条の31第1項 の規定により提出期限 後に提出した申告書に 係る税額	略
エ	法第72条の31第2項 又は第3項の修正申告 書に係る税額	略
オ	法第72条の25第3項 又は第5項 (これらの 規定を法第72条の28第	略

掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(3) 法人 の事業税	略	
ウ	法第72条の33第1項 の規定により提出期限 後に提出した申告書に 係る税額	略
エ	法第72条の33第2項 又は第3項の修正申告 書に係る税額	略
オ	法第72条の25第3項 又は第5項 (法第72条 の28第2項又は第72条	略



2 項及び第72条の29第  
2 項において準用する  
場合を含む。以下この  
表において同じ。) の  
規定による申告納付に  
係る税額

略

2～5 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 略

2・3 略

4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）で  
ある内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人を  
いう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条  
第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならな

の29第2項において準  
用する場合を含む。以  
下この表において同  
じ。) の規定による申  
告納付に係る税額

略

2～5 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 略

2・3 略

い。

5 前項の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値

額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の31第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6

額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

- 3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6

の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（特定法人である内国法人の申告）

第61条の2 特定法人（法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第60条並びに前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、法第72条の32第1項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。

2 前項の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項

の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

3 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第72条の32第1項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の3 略

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の2 略

第5条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<u>(たばこ税の税率の特例)</u>

第118条 削除

第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円

(2) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び附則第9条の規定 平成31年10月1日

第9条 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成31年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成31年10月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び附則第9条の規定 平成31年4月1日

第9条 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条

第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第13項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき274円の県たばこ税を課する。

第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第13項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき204円の県たばこ税を課する。

第7条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定を次のように改める。

（たばこ税の税率の特例）

第118条 略

（たばこ税の税率の特例）

第118条 略

2 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第



2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円

（鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第40条、第134条の11、第134条の12及び第134条の44の改正規定並びに同条を第135条とする改正規定を次のように改める。

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		<u>100分の1</u>
(2) 平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	<u>100分の1.8</u>
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	<u>100分の1</u>

2～6 略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		<u>100分の3.2</u>
(2) 平成33年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	<u>100分の4</u>
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	<u>100分の3.2</u>

2～6 略

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6

項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第

6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12

条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の免税点)

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。
- (2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。
- (3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。
- (4) 新規登録 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。
- (5) 略

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

- (1) 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円
- (2) 平成31年9月30日までに行われた自動車の取得 50万円

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。
- (2) 略

(6) 略

(7) 天然ガス自動車 法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。

(8) 電力併用自動車 法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。

(3) 略

(4) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



(1) 第1条中鳥取県税条例第114条及び第116条から第118条までの改正規定並びに第6条、第7条及び附則第4条の規定 平成30年10月1日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第3条の規定 平成31年10月1日

(4) 第4条、次条及び附則第3条第2項の規定 平成32年4月1日

(5) 第5条及び附則第5条の規定 平成33年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第4条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「32年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 32年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成30年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に鳥取県税条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第114条第1号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ三級品（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこをいう。以下同じ。）を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のために所持する卸売販売業者等（地方税法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者（同法第74条第1項第4号に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）がある場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第10条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

3 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新条例第114条第1号に規定する製造たばこ（以下この項及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡

したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

第5条 別段の定めがあるものを除き、第5条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定は、平成33年10月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第13条第2項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第7条 第196回国会において地方税法等改正法が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。